

議案第 28 号

山陽小野田市社会教育委員の委嘱等について

山陽小野田市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市社会教育委員を委嘱し、又は任命すること。

令和 7 年 7 月 24 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

1 委嘱又は任命される者

別紙のとおり

2 任期

令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

3 委嘱等の理由

令和 7 年 6 月 30 日をもって現委員の任期が満了するため

【参考】

○山陽小野田市社会教育委員条例（抜粋）

（定数）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、14 人以内で教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

新

山陽小野田市社会教育委員名簿

	氏名	所属等	法令根拠 部門等	再新	備考
1	大田 誠	中学校長会	学校教育	新	
2	間恵 満貴	小学校長会	〃	再	
3	山本 徳子	山口県立小野田高等学校	〃	新	
4	恵谷 誠司	山陽小野田市立山口東京理科大学	〃	新	
5	中川 繁人	山陽小野田市図書館協議会	社会教育	再	
6	矢野 憲文	地域交流センター長	〃	再	
7	富田 輝美	地域教育実践者 (地域学校協働活動推進員)	〃	新	
8	富永 恵美子	地域教育実践者 (放課後子ども教室)	〃	再	
9	河崎 平男	市自治会連合会	〃	新	
10	梶田 智也	市スポーツ推進委員協議会	〃	新	
11	竹内 道子	市文化協会	〃	新	
12	瀬口 康道	市小中学校PTA連合会	〃	新	
13	三上 愛子	地域教育実践者 (家庭教育支援チーム)	家庭教育	新	
14	江中 幸夫	社会教育主事	学識経験	再	

任 期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

山陽小野田市社会教育委員名簿

	氏名	所属等	法令根拠 部門等	再 新	備考
1	東原 秀一	中学校校長	学校教育	再	
2	間恵 満貴	小学校長	〃	再 新	
3	中川 繁人	山陽小野田市図書館協議会	社会教育	再	
4	矢野 憲文	地域交流センター長	〃	再 新	
5	煤崎 八由美	地域教育実践者 (地域学校協働活動推進員)	〃	再	
6	富永 恵美子	地域教育実践者 (放課後子ども教室)	〃	再	
7	長谷川 義明	市自治会連合会	〃	再	
8	大本 章男	市ふるさとづくり協議会	〃	再	
9	平中 政明	市スポーツ推進委員協議会	〃	再	
10	井上 洋希	市小中学校PTA連合会	〃	再 新	
11	野村 誠	地域教育実践者 (家庭教育支援チーム)	家庭教育	再	
12	半矢 幸子	市女性団体連絡協議会	〃	再	
13	江中 幸夫	社会教育主事	学識経験	再	
14	吉本 光良	社会教育実践者	学識経験	再	

任 期 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで